総務省

みなさんと総務省を結ぶ情報誌



3月号 2016 March

No.183





ntents 0

02 新たな行政不服審査法が スタートします!!

- 06 MIC FOCUS 01 国民視点の行政を実現する 行政評価局調査
- MIC FOCUS 02 平成28年3月1日(火) ▶7日(月) 春季全国火災予防運動を実施します!
- 12 | MIC NEWS 01 軽自動車税の税率が変わります
- MIC NEWS 02 「平成 26 年度における 行政手続オンライン化の状況」を公表しました
- OECD 公共ガバナンス閣僚級会合の副議長国として
- MIC NEWS 04 活用しよう! 在外選挙制度
- MIC NEWS 05 みんなの家計簿で、 消費の未来を描きます
- 山と川、豊かな自然に育まれ人と自然がともに生きる町を目指す

新たな 行政不服審査法が スタートします!!

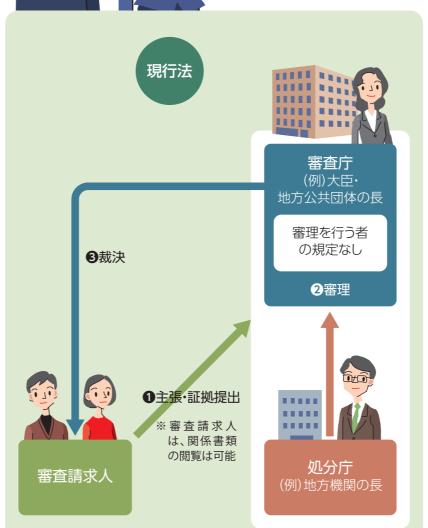
改正行政不服審査法(平成26年法律第68号)が、平成28年4月1日から施行されます。

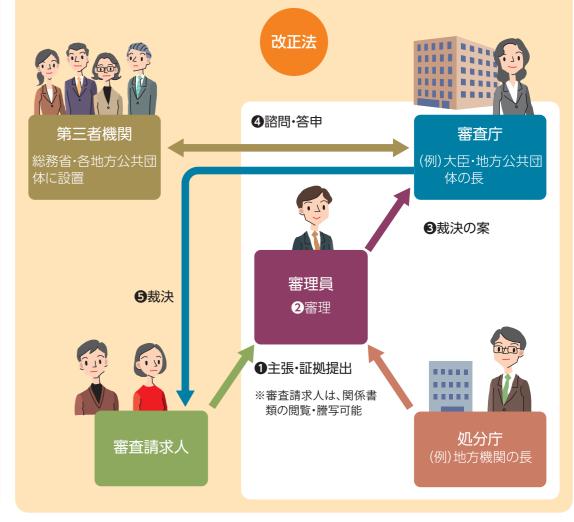
処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てることができる制度(不服申立制度。国・地方に共通)が、公正性の向上、使いや すさの向上等の観点から、約50年ぶりに抜本的に見直されました。

平成28年4月1日以降にされた処分に対する不服申立てから、新しい不服申立制度が適用されます。

審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入

審理の公正性・透明性を高めるため、処分に関与しない職員(審理員)が、不服申立て(審査請求)の審理手 続を行うとともに、裁決の客観性・公正性を高めるため、有識者から成る第三者機関が審査庁(大臣や地方 公共団体の長等)の判断をチェックする什組みが導入されます。







3 審理の迅速性の確保等

争点等の整理のための手続の新設や、標準審理期間の設定・審理員候補者名簿の作成 (努力義務) などにより、審理の迅速性の確保や、透明性の向上が図られます。

主な事項

- ●裁決までの期間の目安となる標準審理期間の設定を努力義務化
- ●争点等を整理し、計画的に審理を進めるための準備手続を新設
- ●不服申立てに関する情報の提供や不服申立ての処理状況の公表を努力義務化

迅速性 の確保

標準審理期間

●裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間 (標準審理期間)の設定を努力義務に

審理関係人の責務

●簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理 関係人に、審理において協力する等の責務

争点等の整理

●複雑な事件などの場合に、あらかじめ争点等を 整理し、計画的に審理手続を進めるための準備 手続を新設



透明性 の向上

審理員候補者名簿

●審理員になるべき者の名簿の作成を努力義務に (作成した場合は公にする義務)

審理過程の透明性の向上

- ●「意見書」などの主張書面を他の審理関係人に 送付する手続を整備
- ●審理員意見書や行政不服審査会等の答申を審理関係人に送付する手続を整備
- ●審理員意見書や行政不服審査会等の答申と異なる裁決をする場合には、異なる裁決をする理由の明示を義務付け

情報提供

- ●不服申立てをしようとする者等の求めに応じ、 必要な情報を提供することを努力義務に
- ●裁決の内容その他不服申立ての処理状況の公表を努力義務に

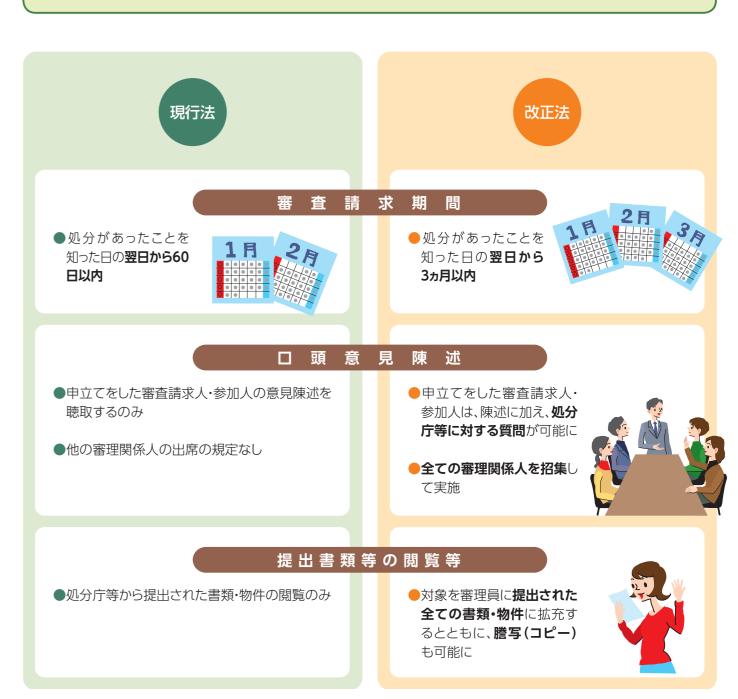
2 審理手続の充実等

不服申立ての種類が原則として「審査請求」に一元化されます。

また、不服を申し立てた者(審査請求人)が適切な主張・反論を行えるよう、その手続が充実・拡大されます。

主な事項

- ●行政庁の処分に対して、不服を申し立てることができる期間(審査請求期間)の延長
- ●□頭意見陳述における処分庁等に対する質問権を認めるなど、審理を充実
- ●提出書類等の閲覧の範囲を拡充するとともに、謄写(コピー)も可能に



05 MIC Monthry Magazine 2016 March 04



社会資本の維持管理及び 更新に関する行政評価・監視

鉄道施設の保全対策等を中心として

勧告日: 平成27年11月27日 勧告先: 国土交通省

建設後50年以上を経過する鉄道施設の割合は、平成25年3月末現在、橋りょうで51%、トンネルで60%に上り、今後さらに増 加すると見込まれており、鉄道事業者は、国の「インフラ長寿命化基本計画」等に基づき、長寿命化計画(注)を策定し、施設の維持 管理・更新等を計画的かつ効率的に実施することが求められている。一方、毎年、鉄道施設における事故等が発生し、施設の適切 な維持管理が重要となっている。

こうした背景の下、鉄道施設の長寿命化対策を推進するとともに、鉄道輸送における安全な運行を確保する観点から、鉄道事 業者における鉄道施設の長寿命化計画の策定状況、鉄道施設の維持管理状況及び国による鉄道事業者に対する監査等の実施状況 を調査したものである。

(注)長寿命化計画:施設の中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減、予算の平準化を図るために策定

長寿命化計画の策定の推進

主な調査結果

- ●中小鉄道事業者が策定した計画の内 容が不十分
- 中長期的なコストの見通しなどが 未記載(7事業者)
- (原因:コストの算定等に苦慮など)
- ●地方公共団体(4市町)において、公 有民営化方式(注)が導入されている が、事業の長期継続、コスト縮減に 向けた計画の策定が進まず
- ・当該地方公共団体では、従来の鉄 道事業者が策定した計画を継承
- コスト縮減に資する計画策定の技 術・ノウハウなし
- (注)地方公共団体が、経営の継続が困難な鉄 道事業者の施設を引き継ぎ保有・維持管 理し、従来の鉄道事業者が運行を行う事

主な勧告の内容

●中小鉄道事業者に対し、中長期的な

●地方公共団体に対し、計画策定に必 要な技術・ノウハウを提供等

等を情報提供

維持管理・更新等のコストの算定方法

鉄道施設の定期検査等の適 切な実施

主な調査結果

- ●定期検査、補修等の実施が不十分
- 定期検査を実施せず(土工:6事業 者、土留擁壁:4事業者) (原因: 定期検査の対象施設との認 識がないなど)
- 検査結果に基づく必要な補修等を 実施せず(軌道:7事業者、橋りょ う:2事業者、土工:1事業者)
- 検査、措置等の記録の作成・保存が 不十分
- 構造物の検査記録等の全部又は一 部を作成せず(7事業者)
- 橋りょう、トンネル等の変状記録の 保存期間が耐用年数(注)に対応せず (保存期間の規定なし:7事業者、 保存期間5年以下: 29事業者)

(注)鉄筋コンクリート造の橋りょう:50年、トン ネル:60年

主な勧告の内容

- ●鉄道事業者に対し、定期検査、補修 等の確実な実施を指導
- ●鉄道事業者に対し、検査記録等の確 実な作成・保存や変状記録の保存期 間の設定を指導

保安監査の適切な実施

主な調査結果

- ●監査における鉄道事業者の維持管理 状況の把握・指導が不十分
- ・当省が書面調査で把握した要改善 事例49件のうち、34件を把握せ ਰੂੰ"
- ●監査結果に基づく改善措置状況の フォローアップが不十分
- ・要改善事項の措置が完了せず(3事



主な勧告の内容

- ●鉄道事業者に対する、より効果的な 監査の実施
- ●要改善事項のフォローアップの徹底

国民視点の行政を実現する

行政評価局調査

●現在調査中の主なテーマ (平成28年3月現在)

調査名	調査着手時期
地域活性化に関する行政評価・監視	
イノベーション政策の推進に関する調査	平成27.4
有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視	十)以27.4
アスベスト対策に関する行政評価・監視 一飛散・ばく露防止対策を中心として-	
発達障害者支援に関する行政評価・監視	平成27.8
子育て支援に関する行政評価・監視 -子どもの預かり施設を中心として-	一
グローバル人材育成の推進に関する政策評価	
がん対策に関する行政評価・監視	
土砂災害対策に関する行政評価・監視	平成27.12
森林の管理・活用に関する行政評価・監視	
個人情報の保護に関する実態調査	

最近勧告を行った主な調査テーマ

調査名	勧告対象機関	制 告日
家畜伝染病対策に関する行政評価・監視	農林水産省、環境省	平成27.11. 6
社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視 -鉄道施設の保全対策等を中心として-	国土交通省	平成27.11.27
世界文化遺産の保存・管理等に関する実態調査	文部科学省(文化庁)、 環境省	平成28. 1.15
職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視 ー職業訓練を中心として-	厚生労働省	平成28. 2. 2
一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視	環境省	平成28. 2.26

でフォローマの選定、 によって行われて場の指摘(勧告)

最近勧告を行った2本の調査、

フォローアップを行った調査を紹介

します



は、Twitter おります。方 記のRコードカ らアクセスし

最近フォローアップを行った主な調査テーマ

aa 本 夕	新生社会機関		54.4. サウ 186日	ーアップ
調査名	勧告対象機関	勧告日	1回目公表日	2回目公表日
農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視	農林水産省	平成25. 4.12	平成26. 3.27	平成27.12. 3
医療安全対策に関する行政評価・監視	厚生労働省	平成25. 8.30	平成26. 8. 4	平成27.12. 3
PFIの推進に関する行政評価・監視	内閣府、文部科学省、環境省	平成27. 4.21	平成27.12.25	
自転車交通安全対策に関する行政評価・監視	内閣府、国家公安委員会(警察庁)、 国土交通省、文部科学省	平成27. 4.24	平成27.12.25	
国の債権管理等に関する行政評価・監視	内閣府、総務省、法務省、外務省、 財務省、文部科学省、厚生労働省、 農林水産省、国土交通省、環境省、 防衛省	平成27. 6. 5	平成28. 1.13	

07 MIC Monthry Magazine 2016 March MIC Monthry Magazine 2016 March 06





農地の保全及び有効利用に 関する行政評価・監視

勧告日: 平成25年4月12日 勧告先: 農林水産省

回目の回答日: 平成26年3月20日 2回目の回答日: 平成27年11月20日

農地は、食料の安定供給を確保するための重要な農業生産の基盤であり、その有効利用が図られるよう優良な状態で確保し、 意欲ある多様な農業者に集積されることが重要であるが、耕地面積は減少する一方、耕作放棄地面積は増加しており、農地の 確保に向けた一層の取組が必要な状況。このため、農地の利用集積対策の実施状況、遊休農地対策の実施状況、農地の転用に 関する規制の運用状況等を調査し、勧告。この勧告に対する改善措置状況のフォローアップを行った結果は以下のとおり。

農地の流動化の促進に係る 取組の効果的な実施

主な調査結果

- ●過去の農地の集積実績からみて、現 状の取組の継続だけでは目標の達成 は困難な状況にあり、関係施策の取 組の進捗状況の検証が必要
- ●市町村段階で実施する農地集積事業 の実績が低調な例あり
- ●都道府県段階で実施する農地売買事 業も実績が低調な例あり

農地法に基づく遊休農地に関 する措置の適正かつ効果的 な実施

違反転用に対する処分等の適 正な実施

主な調査結果

●農業委員会は、毎年1回、区域内の 全ての農地の利用状況を調査し、遊 休農地の利用増進を図るよう指導等 を実施することとされているが、調 査の実施率が低調、遊休農地の所有 者に対する指導が低調など、一部の 農業委員会で取組が不十分

主な調査結果

●農業委員会は、農地転用違反を把握 したときは遅滞なく都道府県知事等 に報告し、都道府県知事等は、違反 転用者に対し、農地への原状回復を 促す指導・処分等を実施することと されているが、違反状態が長期に及 んでいるにもかかわらず、原状回復 命令が行われていないなど、違反転 用に対する指導・処分等が不十分

改善事項の指摘

主な改善結果

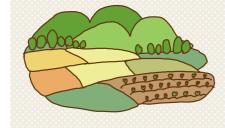
●都道府県段階で実施していた農地売 買事業を廃止し、新たに「農地中間 管理機構」を全都道府県に整備。ま た、機構の初年度実績等を踏まえ、 体制や運用を見直し

(農地面積に占める担い手の利用割 合:50.3%(26年度末。対前年度 1.6ポイント増加))

市町村段階で実施する農地集積事業 は実績増加(平成25年度実績:5.5万 ha(対前年度1.5万ha增))。農地中 間管理機構の枠組みを活用し、農地 集積を引き続き推進

主な改善結果

- ●震災等によりやむを得ない事情があ る農業委員会を除き、区域内の全て の農地の利用状況調査を実施
- ●農地法による遊休農地の措置につい て、変更点や制度の適正な運用等を 徹底



主な改善結果

- ●都道府県等において、違反転用に対 する指導・勧告等の措置を実施
- ●違反転用を発見した当該年中に是 正措置が講じられた割合(平成20年 90%→26年94%)、是正のために 勧告を行った割合(平成20年0.9% →26年1.6%)とも増加



世界文化遺産の保存・ 管理等に関する実態調査



勧告日: 平成28年1月15日 勧告先: 文部科学省(文化庁)、環境省

近年、世界文化遺産をめぐっては、ユネスコ世界遺産委員会から、登録後の遺産の確実な保存・管理の担保が求められている。 また、世界文化遺産への登録は、観光資源としての地域活性化の効果も期待されており、遺産の活用を図りながら、本来の目 的である保存・管理を行っていくことが重要な課題となっている。

こうした背景の下、世界文化遺産の持続的な保存・管理及び活用を進める観点から、世界文化遺産に係る国、地方公共団体等 の各種取組の実施状況を調査したものである。

国、地方公共団体等による保存・管理等の取組はおおむね良好。しかし、中には、以下のような実態もみられた

落書きの実態の 的確な把握

主な調査結果

- ●落書きにより重要文化財 等がき損(6遺産15件)
 - ●文化庁が承知していない 落書きあり(6遺産14件)
 - ・き損届が未提出(「落書 き=き損」が周知徹底 されていない)
 - き損届の提出状況が 不明(文化庁に過去の 記録が残っていない)

現状変更等の

許可申請の励行

教育委員会の現状変更

主な調査結果

- 等の許可なく、史跡内に 建造物が設置等(3遺産3
- ●教育委員会が現状変更 等の事実を未把握のも のあり

規制の周知徹底

自然公園法による

主な調査結果

- ●都道府県知事の許可な く、国立公園及び国定公 園の特別地域(注)内に工 作物等が設置(色彩が周 辺の風致又は景観を阻害) (2遺産6件)
- (注)現在の景観を極力維持する 必要のある地域等
- ●設置事業者は規制の内 容を承知せず

来訪者の安全性 又は利便性の確保

主な調査結果

- ●来訪者の安全性又は利 便性が損なわれているも のあり(参詣道に落石の おそれ等) (3遺産5件)
- ●世界文化遺産の日常的 な維持管理は、所有者等 (地方公共団体等)が実

主な勧告の内容

- ●落書きについてのき損届 の提出励行の周知徹底
- ●き損届により把握した落 書きについて、
- 情報の適切な記録・管理 • 修理等の必要性の検
- 討·判断、助言等の実施

主な勧告の内容

- 教育委員会による巡視活 動の充実など、無許可の 現状変更等を把握するた めの措置の要請
- 現状変更等の許可申請の 励行の周知徹底

主な勧告の内容

●自然公園法による規制に 関する事業者への法令遵 守の周知徹底について、 都道府県に助言等を実施

主な勧告の内容

●関係地方公共団体による 速やかな改善の促進(管 区行政評価局、行政評価 事務所から通知)

落書きによる重要文化財等のき損

朱塗りの外壁に鋭利な物で彫り込まれたと考えられる 落書きが認められたもの(き損届未提出)



09 MIC Monthry Magazine 2016 March MIC Monthry Magazine 2016 March 08





平成27年度 全国統一防火標語

心に火災が かくれんぼ



平成28年3月1日(火) ▶7日(月)

平成26年の1年間に、全国で発生した火災の総件数は、43,741件。 1日あたり約120件の火災が発生していたことになります。

火災を未然に防ぐために、国民一人ひとりが、防火意識を高めることが 大切です。

/で、このうち、住宅火災による死者数は、放火自 平成26年中の火災による総死者数は 七火災の犠牲に十十人前後の方が

殺者などを除くと1, 中で防火意識を高めることが大切です。 を推移しており、多くの尊い生命が失われる状 近年の住宅火災の死者数は千 消防庁では、今年も3月1 006 人と半数以上を占 八前後の高い値

況が続いています。これらの火災による犠牲者 実施します。 (月)までの7日間、 を減らすためには、日頃から|人ひとりが生活の 「春季全国火災予防運動」を 日 (火)から7日

定めています 徹底」といったことを重点目標として実施要綱に の者が集合する催しに対する火災予防指導等の 策の推進」や「放火火災防止対策の推進」、 報器の交換の推奨をはじめとする 注意喚起広報の実施や古くなった住宅用火災警 なお、気象条件等の関係から一部の道県におい 今回の火災予防運動では、たばこ火災に係る 「住宅防火対 多数

ストーブ

120人

67人

(6.7%)

こんろ 52人 (5.2%)

(11.9%) 電気器具

各地で防災訓練や防火講演会といった様々な する正しい知識や技能の習得のため、積極的 行事やイベントが開催されますので、防火に対 に参加してみてください にお問い合わせください。 春季全国火災予防運動の期間中 には、 全国

■住宅火災の発火源別死亡者数

平成26年中

住宅火災による死者

1,006人

その他

466人 (46.3%)

(平成26年中、放火自殺者等を除く)

161人(16.0%)

期や内容等の詳細については、お近くの消防本部

ては時期をずらして実施していますので、実施時

平成27年 秋季全国火災 予防運動の様子



▲新潟県防災局消防課 競技場での広報活動



▲神奈川県・平塚市消防本部 防火防災の講習会を開催



▲静岡県・熱海市消防本部 宿泊施設との合同訓練

住宅用火災警報器(住警器)の維持管理について

マッチ・ライター

■平常時の維持管理

4人(16.0%)

点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定 期的(**1)に作動確認をしましょう。

■火災警報以外の警報が鳴った場合

火災警報以外の警報が鳴った場合

ローソク・灯明

24人(2.4%)

作動確認をしても住警器に反応がなければ、 本体の故障か電池切れです。 ^(※2)住警器本体 又は電池を交換しましょう。

住警器本体の故障か電池切れです。^(※2)住警器 本体又は電池を交換しましょう。



定期的な作動確認



※1 目安は年に2回程度です。(春と秋の火災予防運動の時期に実施しましょう。)

※2 故障か電池切れか分からないときは、取扱説明書を確認するかメーカーにお問い合わせください。 なお、電池切れと判明した住警器が、設置から10年以上経過している場合は、内部の電子機器の劣化が進んでいるおそれがあるため、本体の 交換をお奨めします。

住宅防火対策の推進





特定防火対象物等における

防火安全対策の徹底



林野火災予防対策の推進



製品火災の発生防止に向け た取組の推進



放火火災防止対策の推進



多数の者が集合する催しに対 する火災予防指導等の徹底



11 MIC Monthry Magazine 2016 March MIC Monthry Magazine 2016 March 10

軽自動車税の課税対象となる車

軽自動車

小型二輪車

軽二輪車

原動機付自転車

小型特殊自動車











車種区分		平成28年度~	
	50cc以下	2,000円	
原動機付自転車	50cc超90cc以下	2,000円	
	90cc超125cc以下	2,400円	
	ミニカー	3,700円	
軽二輪車	125cc超250cc以下	3,600円	
小型二輪車	250cc超	6,000円	

● 二輪車の税率

二輪車については、古い、新しいを問わず、平成 28年度課税分から、新しい税率になります。 これは、長期間、税率が据え置かれていた中で、 市区町村の課税コストを賄える水準とすること等の 観点から決定されたものです。

※金額は標準的な年税額です。市区町村によって税率が異 なる場合があります。

平成29年度以降の姿について(改正予定事項)

現在、平成28年度税制改正において、平成29年度からの実施に向け、軽自動車(二輪車を除く。)について、 次のような地方税法の改正準備が進められています。

- ▶自動車取得税が廃止されます。
- ▶軽自動車税の中に、新たに「環境性能割」を設け、環境に良い軽自動車の普及を促進します。
- ・環境性能 (燃費性能など) に応じて、非課税、1%、2%の3段階で課税されます。

軽自動車(自家用の場合)		税率
乗用車	貨物車	亿 华
電気軽自動車等 平成32年度燃費基準+10%達成車	電気軽自動車等 平成27年度燃費基準+20%達成車	非課税
平成32年度燃費基準達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	1%
上記以外の車	上記以外の車	2%

※軽自動車の通常の取得価額に税率を掛けた額が税額となります。

- ・新車、中古車を問わず取得された車両(通常の取得価額が50万円を超えるもの)に課税されます。
- ・この環境性能割は市区町村の税となりますが、納税の便宜を考慮し、軽自動車の取得の際に、販売店等を 通じて都道府県に納めていただくことを予定しており、納税手続としては、現在の自動車取得税と同様の流れと
- (注)現在の軽自動車税は、軽自動車税の「種別割」として、市区町村で、引き続き課税されます。

軽自動車税の税率が変わります

度)の課税について、

燃費性能に応じ

に新車を対象として翌年度(平成28年

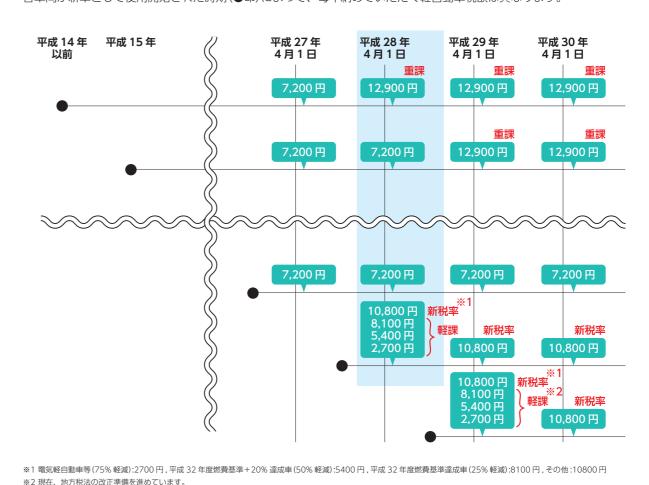
28年度以降毎年納めて13年を経過した車につ 容が決定されていたもので、 年度の地方税法の改正等により改正内 と軽自動車の税率のバランスや、 年車重課)。 上がり1万2900円となります (税率が低くなる特例(グリ (軽課))もスター 新車としての使用 の普及を考え、 たついて します。 いただく税率が は 開始か 課税準備 平成環26境 \dot{O} 1// 車

税) について、 制度が適用され、多くの軽自動車等で ては、 また、 平成27年度以降に新たに購入され 車の軽自動車(乗用自家用)につ 方に課税される軽自動車税 (市町 平成27年度に新たに購入され めてい ただく 税率

平成28年度以降 0 姿

乗用自家用の軽自動車の場合 *金額は標準的な年税額です。市区町村によって税率が異なる場合があります。

各車両が新車として使用開始された時期(●印)によって、毎年納めていただく軽自動車税額は異なります。





MIC NEWS DZ

OECD公共ガバナンス 閣僚級会合の副議長国として



公共部門の在り方を話し合う、OECD(経済協力 開発機構)公共ガバナンス閣僚級会合が、昨年10月、 フィンランドで行われ、総務省から松下総務副大臣が 出席致しました(本誌12月号(19頁)でも取り上げま した)。

今回は、松下総務副大臣が副議長として行った英 語スピーチの和訳(抜粋)をご紹介したいと思います。 42ヶ国の大臣たちを前に、どんな風に日本をアピー ルしたのでしょうか。

世界をリードする日本

「いま、日本は未来に向けて力強く躍進しようとしていま す。2020年は、東京五輪の年です。その重要なコンセプト の1つは、全員が自己ベストを更新することです。

我が国は、地域再生が豊かな国を作るという考えの下、地 方創生と地域経済の再生に取り組んでいます。」

課題解決のフロントランナー

「地域差、性別、年齢、障害の有無などあらゆる差異を超 えてすべての市民が輝く社会を築いていく。

日本は4人に1人が65歳以上という超高齢化社会。高齢化 は、各国が今後向き合っていくべき課題です。

我が国は、こうした課題に答えを出していきます。

日本人の平均寿命は男女ともに80歳を超えますが、健康 長寿の国です。高齢社会は、イノベーションやダイナミズムに とって障害にはならない。」

以上がスピーチの概略です。



副議長として各国をリードした松下副大臣(前列左から3人目)

高い評価を得た日本

このように、日本の抱える課題を、成長につなげる力とし、 国を率いて先進国に範たらんとする。こうした姿勢は、公共 部門における日本の地位の更なる向上につながっています。

実際、OECDのトップであるグリア事務総長は、高市総務 大臣に宛てた書簡で次のように述べています。

「松下総務副大臣のおかげで、我々は、公共サービスの提供 (中略)といった分野における日本のリーダーシップに関する 理解を深めることができました。

日本がOECDの公共ガバナンスに関する取組の中で継続的 に重要な役割を果たしていることを心から歓迎します」

これからも、総務省は公共部門の改善に努めるとともに、 フロントランナーとして進んでまいります。

このほかOECDのグリア事務総長、キヴィニエミ事務次長

こうしたトップセールスの積み重ねにより、総務省発、日本

(元フィンランド首相)、アアス・エストニア行政管理相など、

枢要な閣僚たちと議論し、関係を深める機会となりました。

フィンランド閣僚らとの会談

今回の閣僚級会合を議長国として主催したフィンランド政 府。松下総務副大臣は議長国との親交も深めました。議長を 務めたヴェヘヴィライネン地方自治・改革相、ヴェルネル運 輸・通信相のほか、スキンナリ・フィンランド日本友好議連会 長とも会談し、北欧の先進的な取組に学びつつ、意見交換を 行いました。



議長国ヴェヘヴィライネン大臣とのバイ会談 (右下は笹島総務審議官)





ヴェルネル運輸・通信大臣との会談

「平成26年度における 行政手続オンライン化の 状況」を公表しました

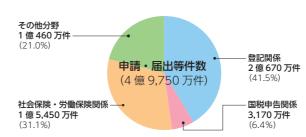
平成27年12月25日に、平成26年度における行政手続のオンライ ン化の状況及びオンラインでの利用が可能な申請・届出等手続の利用 状況を取りまとめ、公表*しましたので、国及び地方公共団体の状況を 中心にその概要をご紹介します。

※総務省報道資料「平成26年度における行政手続オンライン化等の状況」 (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan05_02000045.html)

国の行政機関の状況

平成26年度において、オンラインでの利用が可能であった 申請・届出等手続は、2,673種類となり、前年度(3,768 種類)から1,095種類減少しました。これは書面等も含め申 請等がない手続のオンライン利用を停止したことによるもので す。また、オンラインでの利用が可能な申請・届出等の全申 請・届出等件数に占めるオンライン利用の割合(オンライン利 用率)は、45.4%でした。平成25年度と比較すると、1.3 ポイントの増加となりました。

図表1 国に対する申請・届出等件数(平成26年度)



オンラインでの利用が可能な申請・届出等手続における全 手続数のうち、大部分は登記分野、国税分野、社会保険・ 労働保険分野が占めています。(図表1)

政府では、国民や企業による利用頻度が高いこれらの分野 を中心に、申請に必要な書類の削減・簡素化や事務処理時間 の短縮化、申請システムの使い勝手の改善等を行い、利便性 の向上に努めているところです。



e-Gov



毎年3~4月は、従業員の異動に伴う社会保険や雇用保険 関係の手続が集中する時期です。行政機関の窓口では混雑 により、手続に時間がかかってしまうこともありますが、電 子政府の総合窓口e-Gov (イーガブ) では、24時間365日 オンライン申請を受け付けています。

また最近では、従業員の労務データ管理からオンライン申 請まで行える市販のソフトウェアも登場しており、大変便利

ぜひ、この機会にオンライン申請をご活用ください。

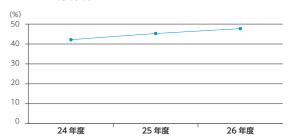
地方公共団体の状況

地方公共団体の扱う手続のオンライン利用状況は、「電子 自治体オンライン利用促進指針」(平成18年7月策定)に定め られる利用促進対象手続(21類型)について、年間総手続 件数(推計)が3億6,873万件であり、そのうちオンラインを 利用したものは1億7,381万件であり、オンライン利用率は 47.1%となっています。

前年度と比較すると、1.9ポイント増加(25年度45.2%) しています。(図表2)

年間総手続件数(推計)が多い上位3手続の利用率の内 訳をみると、「図書館の図書貸出予約等」は60.2%(25 年度59.4%)、「文化・スポーツ施設等の利用予約等」は 55.7% (25年度54.7%)、「eLTAX」は43.5% (25年度 38.5%)であり、前年に比べいずれも増加しています。ま

図表2 オンライン利用状況



(注1)対象手続は、「電子自治体オンライン利用促進指針」において、オンラ イン利用促進対象手続に選定した手続 (http://www.soumu.go.jp/main_

(注2)オンライン利用率の分母である年間総手続件数は、対象手続を既にオンライ ン化している団体における総手続件数と人口を基に算出した、全国における推計値

た、オンライン化済団体数も前年に比べほぼ同等又は増加して おり、オンライン化が進展しているものと考えられます。

15 MIC Monthly Magazine 2016 March



在外選挙人名簿への登録申請方法

申請者本人または申請者の同居家族等が直接、お住まいの住所を管轄する日本大使館・総領事館 の窓口で申請してください。

▶ 申請書は日本大使館や総領事館の窓口にあります。また総務省のホームページでも入手できます。

注意事項

- 海外への転出時には、お住まいの市区町村において転出届 を提出する必要があります。
- 申請書には、日本での最終住所地と本籍地を記入する必要 がありますので、事前にご確認ください。
- 登録申請をした市区町村の選挙管理委員会から、日本大 使館・総領事館を経由して在外選挙人証が交付されます。 在外選挙人証は、投票する都度提示していただくもので す。大切に保管してください。
- 帰国後、転入届を提出して4か月を経過した時には、在外 選挙人名簿から抹消されます。その後、再び海外に転出し た場合には、あらためて在外選挙人名簿への登録申請が

また、国内の選挙人名簿に登録された場合や在外選挙人 名簿から抹消された場合には、在外選挙人証は交付を受 けた市区町村の選挙管理委員会に返納してください。

申請時に必要となるもの

[申請者本人が申請する場合]

- ① 旅券 (パスポート) 等
- ② 日本大使館・総領事館の管轄区域内に住所を定めた年月 日から、登録申請日まで居住していることを証明する書類 (住居の賃貸借契約書、居住証明書、住民登録証、住所 が記載されている電気・ガス代の領収書など)

[同居家族等を通じて申請する場合]

左記1・2に加えて次の3・4が必要です。

- 3 申請を行う同居家族等の方の旅券(パスポート)
- 4 申出書(同居家族等の方に委任したことを示すものです。 あらかじめ、申請者本人が、この「申出書」と「在外選挙 人名簿登録申請書」に署名する必要があります。)

在外選挙の投票方法

3つの投票方法により投票できます。

海外で投票する場合

_____ りの日本大使館・総領事館で在外公館投票が実施されるか否だ いては、直接お問い合わせいただくか、外務省のホームペーシ

在外公館投票が実施されない場合

「郵便等投票」を行うことができます。

「在外公館投票」と「郵便等投票」のどちら かを選択して投票できます。

在外公館投票が実施される場合

在外公館投票

直接日本大使館・総領事館(領事事務所 を含む)に出向いて、在外選挙人証と旅券 等の身分証明書を提示して投票する方法で す。在外公館投票が実施される日本大使 館・総領事館であれば、どこでも投票でき

郵便等投票

登録先の選挙管理委員会に対して、投票用 紙等の交付請求を行い、入手後に投票用紙 等に記載の上、再び登録先の選挙管理委員 会へ郵便等により送付することにより投票 する方法です。

日本国内で投票する場合

旅行等により一時帰国した方や帰国直後で転入届を提出して3か 月を経ていない方(選挙人名簿に登録されていない方)は、在外選

日本国内における投票

- ●期日前投票
- ●不在者投票 ●当日投票

さらに詳しく知りたい方は

・総務省 http://www.soumu.go.jp/senkyo/hoho.html ·外務省 http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/ 在外選挙制度



在外選挙人名簿の 登録資格

日本国籍をお持ちの方

年齢が満20歳以上の方

2016年6月19日以降は、 年齢が満18歳以上の方

海外に3か月以上 お住まいの方

住所を管轄する日本大使館・ 総領事館の管轄区域内に引き続き 3か月以上お住まいの方

[留意点]

申請時に3か月以上住所を有してい る必要はなく、在留届の提出と同時 に申請することができます。3か月 以上住所を有していることが確認さ れた後に、市区町村選挙管理委員会 において在外選挙人名簿に登録され ます。

選挙権年齢が 「満18歳以上」に 引き下げられます

2015年6月19日(改正法公布日)以 降、満18歳以上の方についても、海 外からの投票に必要な在外選挙人名簿 の登録申請が可能となりました。な お、既に満18歳以上の方に加え、申 請日時点で18歳未満でも、2016年6 月19日において満18歳以上(1998) 年6月20日以前の出生)となる方につ いて、申請が可能となります。

活用しよう! 在外選挙制度

外国にいても日本の国政選挙で投票が できます。



の登録を申請する必要があります

(領事事務所を含む)を通じて、

 \Box

市区

海外で投票するためには、

お住ま

登録された方には、

投票に必要な「在

申請先の市区町村選

しまし 投票の しょう た め

に「登録申請

」を

外国に

例代表選挙)

お

よび

参議院議員選挙

例代表選挙)

で投票

衆議院議員選挙(小選挙区選挙



▶ 電子マネーでの購入状況



電子マネーの利用についてみると、電子マネーでの購入 額割合が高い品目は、「バス代」や「鉄道運賃」などとなって います。

電子マネーによる購入額割合の高い品目 (二人以上の世帯)

品目	購入割合 (%)	(参考) 平成21年
バス	24.8	8.5
鉄道運賃	17.7	10.4
おにぎり・その他	8.0	2.6
調理パン	7.0	2.4
乳飲料	6.8	2.3

▶ ネット通販での購入状況



ネット通販の利用についてみると、ネット通販での購入 額割合が高い品目は、「航空運賃」や「音楽・映像収録済メ ディア」などとなっています。

ネット通販による購入額割合の高い品目 (二人以上の世帯)

品目	購入割合 (%)
航空運賃	40.3
音楽・映像収録済メディア	23.9
パソコン関連用品(周辺機器・部品・ソフトなど)	17.4
電気掃除機	14.0
他の教養娯楽用耐久財(子供用乗物・本棚・テレビ台など)	13.9
健康保持用摂取品	13.5

▶ 主要耐久消費財の普及率の変化

主要耐久消費財について、前回(平成21年)調査からの 普及率(当該耐久消費財を所有している世帯の割合)の変化 をみると、高効率給湯器(+18.8 ポイント)が最も上昇し、 次いで空気清浄機 (+7.8 ポイント) となっています。

普及率の上昇幅が大きい主要耐久消費財 (一人以上の世帯)

(二八以上の巨市)			
品目	普及率(%)		上昇幅
	平成21年	平成26年	(ポイント)
高効率給湯器※	5.1	23.9	18.8
空気清浄機	34.2	42.0	7.8
ベッド・ソファーベッド (作り付けを除く)	65.2	71.9	6.7
自動炊飯器 (遠赤釜・IH型)	82.8	89.0	6.2
IHクッキングヒーター※	18.2	23.9	5.7
サイドボード・リビングボード	44.0	49.2	5.2
太陽光発電システム※	1.6	6.6	5.0

※平成26年は、平成元年以降に取得したもののみを調査している。

▶ 太陽光発電システムの普及率

都道府県別に太陽光発電システムの普及率をみると、宮 崎県 (14.3%) が最も高く、次いで佐賀県 (13.9%)、山 梨県(12.4%)、鹿児島県(12.0%)となっています。



「平成26年全国消費実態調査」の詳しい結果については、 次のURLをご参照ください。 http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/index.htm

平成26年全国消費実態調査



みんなの家計簿で、 消費の未来を描きます

調査にご回答 いただいた皆様、 ありがとう ございました

成27年7月より順次、 の検討などの基礎資料として利用され らかにすることを目的としており、 全国及び地域別の世帯の 査結果は介護・年金等の社会保障政策 地などの家計資産を総合的に調査 び貯蓄・負債、 いるほか、 平成26年調査の結果については、 ージ等にて公表しておりますが この調査は、 研究所などでも幅広く利用されて 地方公共団体、 耐久消費財、 我が国の家計の収支及 構造、 統計局ホ 分布などを明 住宅・宅

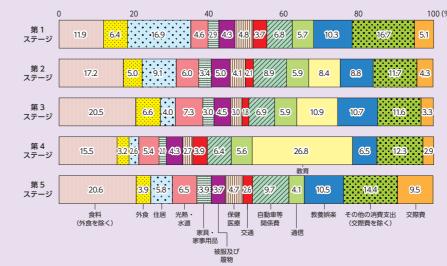
として全国消費実態調査を実施しまし での3か月間、 村を通じて平成26年 総務省統計局では、 約5万6千世帯を対象 都道府県・市



▶結婚、子育て、子供の独立。ライフステージで変化する世帯の消費支出

ライフステージ別に消費支出の内訳をみると、第1ステー ジでは借家世帯が多いことから「住居」の割合が他のステー ジと比較して高くなっています。第2ステージでは子供服の 購入などにより「被服及び履物」の割合が他のステージと比 較して高くなっています。第3ステージでは食べ盛りの子供 がいることから「食料」の割合が高くなっています。第4ス テージでは子供の大学への進学により「教育」の割合が高く なっています。第5ステージでは、時間的な余裕もあるこ とから「自動車等関係費」、「交際費」などの割合が他のス テージと比較して高くなっています。

ライフステージ別消費支出の費目構成 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)



100(%) ライフステージ

ここでは、以下のような世帯を仮定した 場合のライフステージによる変化を見て います。

第1ステージ

「夫婦のみの世帯(夫 30 歳未満)」

~結婚後第1子出産前まで

第2ステージ

「夫婦と子供が2人の世帯(長子が未就学児)」 ~第2子の出産後

「夫婦と子供が2人の世帯(長子が中学生)」 ~子供が義務教育の時期

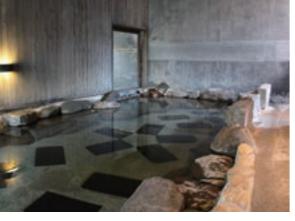
第4ステージ

「夫婦と子供が2人の世帯(長子が大学生)」 ~子供が大学生の時期

第5ステージ

「夫婦のみの世帯(夫 60 歳以上)」 ~子供の独立・夫の定年後

19 MIC Monthly Magazine 2016 March MIC Monthly Magazine 2016 March 18



さつま町の温泉

歴史ある温泉地としても知られるさつま町。神の湯 と呼ばれる「紫尾温泉」と湯之神社が守る「宮之城温 泉」は美人泉とも呼ばれ、県内外から多くの人が訪れ



県内外からの参加者も多いたけのこ掘り。観光たけ のこ園は3月下旬~4月上旬にかけて開園されます。 地元婦人グループによるたけのこ料理のふるまいもあ り、新鮮なたけのこを味わうことができます。



標高1,067m。さつま町と出水市にまたがる北薩地 域の最高峰。天候が良ければ桜島や霧島、天草や雲 仙まで望める絶景スポットです。



毎年8月第1週に開催。国道328号の中央部に並べ られた約140台の五ッ太鼓の音が鳴り響く中を、約 1,000人が踊り歩く様子は圧巻です。



の産地でもあることから、 **亭などで使われる高級食材として** 超早掘りたけのこであり、 に向けて出荷される「さつまたけの 日本一早く市場に出回る 全国有数の竹 町 で は

つ豊かな自然環境と地域に根付く

の産地規模を誇る「薩摩西郷梅」、

内川が流れていまーの一級河川・川るの中心には南九州 まれた盆地である問囲を山々に囲 が耳を楽しませる、 と木々のざわめき せせらぎの音

にあります。

人口計/22,209人 (2016年1月1日現在

HP···http://www.satsuma-net.jp/

面積/303.90km

さつま町

さつま町は鹿児島県の北西部に 位置し、周囲を山々に囲まれてい ます。市街地からは放射線状に整 備された国道267号、328号、 504号で鹿児島県内の主要都市へ と通じ、鹿児島市内へは車で約70 分、鹿児島空港へは約40分の距離

山と川、豊かな自然に育まれ 人と自然がともに生きる町を目指す

ため、

でありながら冬は

地でもあります。

ため県

内陸的な気候の土

21 MIC Monthly Magazine 2016 March MIC Monthly Magazine 2016 March 20



川内川流域を掉さしによる舟でゆっくりと川下りをしながら、両岸に飛び交うホタルを鑑賞するホタル舟。その光の乱舞に圧倒され、涙を流す人もいるそう。



本部(受付)テント前で行われる出発式。ス タッフも気合が入ります。



運航開始の前に草刈りやゴミ拾いなど護岸清 掃を行い、景観を整えます。



左) さつま町鶴 田支所 中村 右) 奥薩摩のホ タルを守る会会 齊藤さん

手探りで始めたホタル舟です らまちぐるみで運営にあたっています。 ルの数の多さ、 は、「奥薩摩のホタルを守る会」が中心 されるホタル鑑賞のための「ホタル舟」 むことができます。 中旬から幻想的なホタルの乱舞を楽し 」は日本でも有数のホタルの里として さつま町の中心を流れる清流「川 います。 行政や宿泊施設と連携しなが 舟から見る風情、 岸辺では、 時期になると運航 毎年5月 スタッ 内

町に観光客を呼び込む

舟の運航を通して、自然保護や 地域住民のコミュニティ育成も促す

くはハワイから訪れるリピ

もいる

ほどの人気イベントとなりました。

ノのきめ細かい配慮などが口コミで広

今では予約が取れない日もある

かす取組が評価さ がっていることを実感し ントが町の活性化につな います」とのことです。 ただけることが何より 町の自然を守り、 このイベ

DATA

省の「手づくり郷土賞」に 2013年には国土交通

も選ばれました

問い合わせ先 5/6~受付開始 090-9602-4640 ※上記以外は

さつま町役場商工観光課 0996-53-1111

大河川・川内川の下流を守る鶴田ダム

た』とお客さまに喜んで

ます。『本当に素晴らし

ホタルだっ



東シナ海へそそぐ川内川の河口から約 51kmに位置。九州随一の大きさを 誇る重力式ダムです。

堤長450mと西日本最 成29年度完成に向けて再開発 級の大きさを誇ります。 も知られ ムは、 作られた大鶴湖は 6年に完成した 高さ ム湖百選」 桜の名所と ダ



ノはほぼ地域住民のボランティアです

皆とても熱心に活動をしてくれて

くらいのスタッフが集まります。

スタッ

長の齊藤さんは「運航期には総勢70名

を守る会会

若者世帯に魅力のあるまちづくりを進 らの転入や、 進補助制度を導入 補助のほか、 域の元気再生を図っています。 転居して定住する人へ支援を行い、 八の加算、空き家バンク制度も用意。 る地域によって異なり、 住宅建設または購入の補助金は転居 地方の持つ課題である人口減少に対 地域への移住は補助率が高くな 住宅建設·購入、 自治体が売り出す分譲宅 地元木材活用や子育て世 町中心部から周辺地域に さつま町では移住定住促

地

しています。

町外か

町外・町内定住をサポート

町内での転居も支援し、 継続した居住につなげる

援制度などの子育て支援も充実し、

が12件と、着実に成果を上げています。

移住定住促進補助制度

●住宅建設補助金

に入ることができ贅沢が味わえる」と 地には温泉付き宅地もあり「毎日温泉

らの転入は17件、

町内転居·継続居住

この取組による平成26年度の町外か

- ●住宅購入補助金
- ●住宅リフォーム補助金 ※居住地区により変動
 - → さらに対象者には

リフォ

生産人口の

- ●地元木材活用加算金
- 申学生以下の子育で補助金



温泉に入ることができる温泉付き区画や賃貸式区画、市 街地から近い立地など、特色のある分譲地を用意しています。

紹介されて開業

土地を探して

ースの

パスタやごぼうのブラ

地元の新鮮野菜を

んだんに使った創作料理が口

たたく間に

が増え続ける

人気店と



補助制度を利用し住宅購入した指宿さん。勤務先 への近さが決め手となり居住を決意されたそう。



移住者インタビューなどを掲載している雇用移 住計画応援マガジン「SATSUMAJI」。役場 で配布されています。



中心市街地からほど近い場所にある分譲地。緑 に包まれた良好な住環境です。

さつま町の空き家物件と出会い コミで広が

上さんは「できるだけ地元の食

醐味です」との! ちばん美味しい は採れたてが 新鮮素材を豊富

川上さん

DATA

創作イタリアンWaiWai 〒895-1812 鹿児島県薩摩郡さつま町虎居町17-1 TEL: 0996-53-0588

営業時間: 11:30~15:00、18:00~22:00



み、独立に向け ランで修行を 5年3月 関東や タ

23 MIC Monthly Magazine 2016 March MIC Monthly Magazine 2016 March 22

